

お 知 ら せ

19 . 2 . 28

原子力安全対策推進監

(内線2352)

「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書に係る愛媛県と八幡浜市の確認書」(平成18年10月13日締結)に基づき、八幡浜市からの要請により、別添のとおり「伊方発電所の異常時における八幡浜市への通報連絡要領」を定め、平成19年3月1日から施行することとしたので、お知らせします。

(添付資料)

○伊方発電所の異常時における八幡浜市への通報連絡要領

(参考)

○伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書 (抜粋)

○伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書に係る愛媛県と八幡浜市の確認書

伊方発電所の異常時における八幡浜市への通報連絡要領

(目的)

第1条 この要領は、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書に係る愛媛県と八幡浜市の確認書」に基づき、「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」(以下「安全協定」という。)第11条第2項に規定する異常(以下「異常」という。)が発生した場合における八幡浜市への通報連絡及び通報連絡に基づき愛媛県が実施する立入調査への八幡浜市からの同行要請に関する基本的事項を定めるものとする。

(通報連絡の発信)

第2条 四国電力株式会社は、異常が発生した場合、八幡浜市に対して直ちに通報連絡するものとし、その方法は、ファックスによる一斉同時送信の後、着信確認のための電話を行うものとする。

(通報連絡の受信)

第3条 八幡浜市は、通報受信体制を整備し、四国電力株式会社、愛媛県と通報連絡体制をそれぞれ確認するものとする。なお、変更があった場合も同様とする。

(立入調査への同行要請)

第4条 八幡浜市は、第2条に基づき通報連絡があった異常について、愛媛県の立入調査への同行を希望する場合は、原子力安全対策推進監に対してすみやかに要請するものとする。

2 原子力安全対策推進監は、前項による要請があった時は、同行の可否を判断し、その結果を八幡浜市及び八幡浜地方局環境保全課に連絡するものとする。

3 八幡浜市は、前項により同行を認められた時は、八幡浜地方局環境保全課に対し、立入時刻の確認を行うとともに、同行する者の職名、氏名等を連絡するものとする。

4 八幡浜地方局環境保全課は、前項による連絡があった時は、伊方発電所に対し、八幡浜市の同行者の職名、氏名等を連絡するものとする。

(留意事項)

第5条 八幡浜市は、この要領に基づく通報連絡の受信、立入調査への同行及びこれらにより取得した情報の公表に当たっては、安全協定及び関係規程の円滑な運用を阻害することのないよう十分に配慮するとともに、安全協定等に基づく愛媛県の指示及び法令等に基づく四国電力株式会社の指示があった場合には、これに従うこと。

2 八幡浜市は、取得した情報を適切に管理するとともに、特に核物質防護上の機密事項等の取り扱いに十分注意すること。

附 則

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（抜粋）

甲：愛媛県
乙：伊方町
丙：四国電力(株)

（事前連絡及び報告）

第10条 丙は、次に掲げる事項について、あらかじめ、甲及び乙（第2号に掲げる事項が海上輸送の場合は、関係漁業協同組合を含む。）に連絡しなければならない。

- (1) 原子炉及びその付属施設（以下「原子炉施設」という。）の安全管理に関する規定（以下「保全規定等」という。）の制定又は改廃の内容
- (2) 核燃料の搬入並びに使用済燃料及び放射性固体廃棄物の搬出の日、経路及び数量
- (3) 復水器冷却水系に使用される塩素、硫酸第1鉄等の薬品類の新たな使用又は変更の内容
- (4) 周辺の環境放射線モニター又は発電所内の放出口モニターの設置又は変更の内容
- (5) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 丙は、甲及び乙が、前項により連絡を受けた事項の内容について変更を求めたときは、これを尊重しなければならない。

3 丙は、次に掲げる事項について定期的に、甲及び乙に報告しなければならない。

- (1) 発電所における建設工事の進捗状況
- (2) 原子炉の運転計画及び運転状況
- (3) 第5条第1項、第2項又は第3項並びに第8条第1項及び第2項の規定に基づいて実施した調査及び測定結果

放水口の水質調査、温排水状況調査、環境放射線等調査計画、温排水影響調査計画に基づく調査、放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の環境への放出状況、放射性固体廃棄物貯蔵庫周辺の放射線等の測定結果

- (4) 原子炉施設の定期検査及び定期自主検査の結果
- (5) 発電所職員及び第7条に規定する委託企業等の職員に対する保安教育の実施計画及び実施状況
- (6) 発電所における被ばく管理状況
- (7) 発電所における放射性固体廃棄物の保管管理状況
- (8) その他甲及び乙が必要と認める事項

4 丙は、前項に規定する定期報告のほか、次に掲げる事項について、その都度、その内容を甲及び乙に速やかに報告しなければならない。

- (1) 発電所の保守運転に関し、国から指示のあった事項又はこれに対する国への報告事項（第11条第2項に規定する異常を除く。）
- (2) 原子炉施設の定期検査及び定期自主検査により発見された異常事項
- (3) その他甲及び乙が必要と認める事項

（異常時における措置および連絡）

第11条 丙は、原子炉施設その他発電所の施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあると認められるときは、速やかに、原子炉の停止、出力制限その他の必要な措置を講じなければならない。

2 丙は、次に掲げる事態が発生したときは、甲及び乙に対し、直ちに電話により通報するとともに、事態の経過に応じ速やかに文書で連絡しなければならない。

- (1) 法令、保安規定等又はこの協定に定める値を超えて放射性物質が放出されたとき。
- (2) 発電所従事者その他発電所に立ち入る者の被ばくが、法令に定める許容被ばく線量を超えたとき、又は許容被ばく線量以下の被ばくであっても被ばく者に対し特別の措置を行ったとき。
- (3) 原子炉施設の故障等により、原子炉が停止したとき、又は原子炉を停止する必要性が生じたとき。
- (4) 前号に定めるもののほか、原子炉運転中に原子炉施設の故障等により出力抑制その他の措置（日常補修的措置を除く。）が必要となったとき。
- (5) 放射性物質又は放射性物質により汚染されたものが管理区域外に漏えいしたとき。
- (6) 核燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物が盗取され、又は所在不明になったとき。
- (7) 核燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物の輸送中に事故（放射性物質による汚染を伴わないものを含む。）が発生したとき。
- (8) 発電所において、火災その他の災害が発生したとき。
- (9) 送電線の故障等原子炉施設以外の故障により、計画外に出力抑制したとき、又は発電停止したとき。
- (10) 前各号に定めるもののほか、国への報告を要する事態が発生したとき。
- (11) その他異常事態が発生したとき。

（資料の提出及び立入調査）

第12条 甲及び乙は、この協定の履行に関し、必要があると認めるときは、丙に対し、資料の提出を求め、又は発電所に立ち入り、必要な調査をすることができる。

2 甲が設置する伊方原子力発電所環境安全管理委員会の委員及び乙が設置する伊方町環境監視委員会の委員は、甲及び乙が必要と認めるときは、前項に規定する立入調査に立ち会うことができる。

（措置要求）

第13条 甲及び乙は、前条第1項の規定による資料の提出又は立入調査の結果、発電所周辺の安全確保及び環境保全のため必要があると認めるときは、丙に対し、原子炉の停止、出力制限その他の適切な措置を講ずることを求めることができる。

2 丙は、前項の規定による求めがあったときは、誠意をもって必要な措置を講じ、その結果を速やかに、甲及び乙に報告しなければならない。

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書に係る愛媛県と八幡浜市の確認書

愛媛県（以下「県」という。）と八幡浜市（以下「市」という。）は、市が四国電力株式会社伊方原子力発電所の所在する伊方町の隣接地域であることに鑑み、八幡浜市民の安全確保と環境保全に万全を期するため、伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「協定書」という。）の運用等に関し、下記のとおり確認する。

記

- 1 県は、協定書の運用に当たっては、今後とも、市の意向に配慮するものとする。
- 2 市は、この確認書に基づいて得た情報については、市民に対し説明責任を負うものとする。
- 3 県は、協定書第10条（事前連絡及び報告）の規定により連絡等を受けたとき、又は第13条（措置要求）の規定により措置を求めたとき、若しくはその報告を受けたときは、必要に応じ、当該連絡内容等を市に通知するものとする。
- 4 市は、伊方原子力発電所において何らかの異常が発生したと認める場合は、県に対し、協定書第12条（資料の提出及び立入調査）の規定による資料の提出要求又は立入調査の実施を要請することができるものとする。この場合において、県が立入調査を実施するときは、市は、同行するものとする。

平成18年10月13日

愛 媛 県
知 事 加 戸 守 行 印

八 幡 浜 市
市 長 高 橋 英 吾 印